

動物の輸出入検疫速報(平成22年10月分)

(単位:頭、羽、群)

	輸 入	輸 出
牛	1,751	-
豚	80	-
めん羊	9	-
山羊	-	-
その他の偶蹄類	14	-
馬	344	30
その他の馬科	-	-
兎	862	4
鶏	-	-
うずら	-	-
だちょう	-	-
七面鳥	-	-
あひる	-	-
がちょう	-	-
その他のかも目の鳥類	-	-
きじ	-	-
ほろほろ鳥	-	-
初生ひな(鶏)	67,706	-
初生ひな(その他)	-	-
種卵	-	-
みつばち(群)	-	-
指定検疫物以外の動物(注2)	-	13,506
犬	497	559
猫	157	182
あらいぐま	-	-
きつね	-	-
スカンク	-	-
サル	354	-

(資料)動物検疫所調べ

(注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。

2 :家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

輸入畜産物検査数量速報（平成22年10月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髄	蹄角粉	その他の骨	計
	2,590,531	1,262,699	66,222	133,653	63,102	-	4,116,207
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	44,244,491	65,814,856	1,080,340	8,890	13,337	-	628,275
	加熱処理豚肉	加熱処理その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理ソーセージ	ベーコン
	1,435,780	-	169,920	46,627	930,308	2,333,110	132,310
	加熱処理ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	非加熱その他の肉	加熱処理その他の肉
	14,787	319,405	2,011	39,775,590	-	1,296,382	5,882,685
	家禽加熱処理肉	加熱処理その他の家禽肉					計
27,288,034	2,742,088					194,159,225	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理牛の臓器	加熱処理豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器
	170,979	7,973	1,250	-	-	-	93,359
	消化管等	加熱処理消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱その他の臓器	加熱処理その他の臓器	加熱処理家禽臓器・消化管
	2,024,629	263,952	333,962	1,566,086	146	-	214,521
加熱処理その他の家禽臓器						計	
-						4,676,858	
卵類	食用殻付卵	液卵	その他の卵				計
	-	715,475	200				715,675
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	3,823,639	187,780	147,700	-	9,476	-	64,229
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
-	515	-				4,233,340	
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	1,867	6	18,563	-	17,165	3,607
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
156	410,840	-	1,553			453,756	
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉・羽毛粉			計
	200,091	20	-	-			200,111
その他畜産物	精液（アンブル）	受精卵（個）	ふん・尿				計
	84,634	82	-				0
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
	12,382,830	19,005	183,842				12,585,677
							総計
							221,140,849

資料）動物検査所調べ

- （注） 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
 3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも自由来の肉、ハム、ソーセージ及びベーコンである。
 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎及び犬の臓器を含む。
 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 6. 「その他の肉（臓器）」には、餃子やピザなど肉（臓器）を含む調製品である。
 7. 「加熱処理肉」、「加熱処理ソーセージ、ハム、ベーコン」、「その他の加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した処理施設で一定の加熱処理がなされたものである。なお、家禽肉由来のものは含めない。
 8. 「家禽加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した施設で加熱処理された鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも自由来の肉、ハム、ソーセージ及びベーコンである。
 9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
 10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。

輸出畜産物検疫数量速報（平成22年10月分）

（単位：

骨類	骨	砕骨	蹄角	骨髄	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	-	-	-	-	-	-	-
	その他の骨						計
	-						0
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	ハム
	53,912	19,945	-	-	-	-	538
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	その他の肉
	2,006	245	-	-	1,939,642	-	12,414
							計
						2,028,701	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
	-	230	-	12	17,414	-	-
	非加熱 その他の臓器						計
	-						17,656
卵類	殻付卵	液卵	その他の卵				計
	84,746	-	30,000				114,746
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	1,013,824	5,118,646	-	-	-	-	-
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
	-	-	-				6,132,470
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	-	8	-	-	75
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	-	4,473	-	-			4,556
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉			計
	4	-	-	-			4
その他畜産物	精液 (アンブル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
	-	-	573,600				573,600
							総計
							8,871,732

資料) 動物検疫所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
 3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他のかも目由来の肉である。
 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎及び犬の臓器を含む。
 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
 6. 「その他の肉(臓器)」は、餃子やビザなど肉(臓器)の調製品である。
 7. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。